

<p>請 願 第 1 号</p>	<p>令 2. 6. 2 受 理</p>
<p>(件 名) 加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度の創設等について (紹介議員) たてやま清隆、園山えり、大園たつや、小川みさ子</p>	
<p>(請願の要旨)</p> <p>年齢を重ねるにつれて聴力が低下する、いわゆる加齢性難聴者は、高齢化が進む中、増加する一方であるが、「聞こえ」を補助する補聴器は数万円から数十万円と高額であり、お金がないために購入を諦める高齢者が少なくない。</p> <p>こうした中、日本では、難聴は障害のカテゴリーとして捉えられているため、障害認定を受けられる高度・重度の難聴者（両耳での聴力が70デシベル以上。40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）に対してしか補聴器購入に対する公的助成はない。</p> <p>しかし、WHO（世界保健機関）の基準では、高度・重度化を防ぐために中等度難聴（41デシベル以上。基本的には聞こえるが、かなり聞きづらくなっている程度）の段階から補聴器を使用することを推奨している。</p> <p>難聴は日常生活に支障を来すだけでなく、鬱や認知症の原因にもなることが指摘されている。高齢者が生活の質を落とすことなく、社会的交流や仕事も大事にしながら、高齢期を健やかに過ごすことができるようにすることが時代の要請となっている。</p> <p>請願者である私たちの団体は、その構成員の多くが高齢者である。ついては、加齢性難聴者にとって必需品である補聴器の購入に係る諸問題について理解を深めていただき、尽力いただくようお願いするとともに、下記事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鹿児島市で独自に、軽度・中等度の加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設していただきたい。 2. 貴議会におかれては、関係行政庁に対し、軽度・中等度の加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成制度を創設すること及び難聴を医療のカテゴリーに位置づけ、補聴器購入を医療保険の適用対象とすることを求める意見書を提出していただきたい。 	